

広域消防指令情報システム構築業務  
プロポーザル 募集要項

令和4年4月12日

吹田市消防本部

## 1 業務概要

### (1) 業務名

広域消防指令情報システム構築業務

### (2) 業務内容

令和4年度～令和6年度にかけて行う豊中市、吹田市、池田市、箕面市及び摂津市が共同で構築する広域消防指令情報システム（以下「本システム」という。）の調達、据付、調整等の構築を行い、本システムを長期的に有効なシステムとして効率的・効果的かつ安全に整備する業務（以下「本業務」という。）。

詳細は、別途配付する「広域消防指令情報システム構築業務調達仕様書」（以下「調達仕様書」という。）を参照すること。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和6年5月31日まで

### (4) 提案限度額

3,144,939,600 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

税抜額 2,859,036,000 円、消費税額 285,903,600 円

### (5) 支払方法

成果物の納品後に検収を行い、別途契約書に定める支払方法のとおり支払うこととする。

## 2 提案募集の概要

### (1) 提案募集の名称

広域消防指令情報システム構築業務に係る提案募集

### (2) 提案募集方法

公募型プロポーザル方式

### (3) 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げるすべての要件を満たす事業者とする。また、参加する事業者は、契約候補事業者決定までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。

ウ 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正又は再生手続開始の申立てがなされている事業者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

カ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

キ 政令市規模又は複数の消防本部が共同で運用する、総務省消防庁が消防防災施設整備費補助金交付要綱で定める高機能消防指令センターの構築業務を元請業務として履行完了した実績があること。

なお、構築と保守を一括した業務となっているものについては、構築が履行完了していれば実績を有していると判断する。

ク 上記キの業務にプロジェクトリーダー（管理技術者）クラスとして従事した実績を有する者を1名以上当該業務に従事させることができること。

ケ ISO27001 認証、又はプライバシーマーク認証を取得していること。

(4) 発注者

吹田市長 後藤 圭二

(5) 提案募集事務局

吹田市消防本部 指令情報室（担当者 新納、山根）

〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1丁目2番6号

TEL 06-6193-1119（直通）06-6193-0119（代表）

FAX 06-6193-0100

メールアドレス sfd-shirei@city.suita.osaka.jp

(6) 書類等提出窓口

〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1丁目2番6号

吹田市消防本部 6階 指令情報室

(7) 提案の無効に関する事項

次に挙げる項目に1つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

ア 本募集要項の「2(3) 参加資格」の各号に掲げる要件を満たさない事業者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に「4(5)イ 提出書類」に記載された書類を提出しないとき。

ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある事業者、又はなした事業者が提案したとき。

オ 追加費用が発生する提案を行ったとき。

カ 2つ以上の企画提案書を提出したとき。

キ プレゼンテーション等に参加しなかったとき。

ク その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

(8) その他

- ア 本プロポーザルに参加する事業者は、本募集要項及び調達仕様書を熟読し、それらを遵守すること。また、吹田市消防本部の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げたり、他の参加事業者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加事業者としての態度を保持しなければならない。
- イ 本プロポーザルに参加する事業者は、契約候補事業者決定後において、本募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申立てることはできない。
- ウ 本市が認めた場合を除き、一度提出した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 本プロポーザルの参加に関する一切の経費は、提案者の負担とする。
- オ 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

3 日程（選定スケジュール）

令和4年4月13日（水）	募集要項の配付開始
令和4年4月13日（水）	調達仕様書、資格審査書類等の配付開始
令和4年4月28日（木）	参加表明締切り
令和4年5月11日（水）	参加資格通知（予定）
令和4年5月13日（金）	質問の受付締切り
令和4年5月18日（水）	質問の回答（予定）
令和4年5月25日（水）	企画提案書等の提出締切り
令和4年6月22日（水）	プレゼンテーション及び第2回選定委員会
令和4年6月29日（水）	選定結果通知（予定）

4 提案審査について

審査は企画提案書等による書類審査、企画提案書の内容をもとに行うプレゼンテーション審査及び価格審査からなる。

(1) 募集要項の配付

ア 配付期間

令和4年4月13日（水）午前9時から同年4月28日（木）午後5時まで

イ 配付方法

吹田市ホームページ上に公開し、ダウンロードにより交付する。

(2) 調達仕様書、資格審査書類等の配付

ア 配付期間

令和4年4月13日（水）から同年4月28日（木）（土・日・祝日を除く。）  
までの各日、午前9時から午後5時まで

イ 配付方法

提案募集事務局に電子メールで請求してきた事業者に対し、電子メールにて送付する。

請求は、令和4年4月28日（木）午後4時まで

ウ 請求時の電子メールについて

件名は「(書類送付) 広域消防指令情報システム構築業務 (事業者名)」とし、担当者名、連絡先を明記すること。

(3) 参加表明書等の提出

ア 提出期間

令和4年4月13日（水）から同年4月28日（木）（土・日・祝日を除く。）  
までの各日、午前9時から午後5時まで

イ 提出書類

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (ア) 様式1 参加表明書                   | 1部 |
| (イ) 様式2 会社概要（資本関係が分かるよう記述すること。） | 1部 |
| (ウ) 様式3 類似業務実績調書                | 1部 |
| (エ) 類似業務実績調書の証明書類の写し            | 1部 |
| (オ) セキュリティ認証の写し                 | 1部 |

ウ 提出場所

書類等提出窓口

エ 提出方法

書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受付けない。

(4) 参加資格通知

令和4年5月11日（水）午後5時までに電子メールにより通知する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和4年5月11日（水）から同年5月25日（水）（土・日・祝日を除く。）  
までの各日、午前9時から午後5時まで

イ 提出書類

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| (ア) 様式4 企画提案書（表紙） | 2部  |
| (イ) 企画提案書（任意様式）   | 12部 |

※「オ 留意事項」を参考に作成すること。

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| a 様式3 類似業務実績調書              |  |
| b 様式5-1 業務従事者調書（業務実施体制）     |  |
| c 様式5-2 業務従事者調書（プロジェクトリーダー） |  |
| d 様式5-3 業務従事者調書（プロジェクトメンバー） |  |

- e 業務実施工程表（任意様式）
    - ※各種検査及びシステム切替え時期を明記すること。
  - f 様式6 要求水準書
  - g 様式7 性能要件表
  - (ウ) 企画提案書の電子データ 1式
  - (エ) 様式8-1 見積書（別途封印） 1部
    - ※内訳書を含むこと。
  - (オ) 様式8-2 参考維持管理費見積書（別途封印） 1部
    - ※内訳書を含むこと。
  - (カ) 発注仕様書(案) 2部
- ウ 提出場所  
書類等提出窓口
- エ 提出方法  
書面等を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。  
なお、「様式8-1 見積書（内訳書を含む。）」及び「様式8-2 参考維持管理費見積書（内訳書を含む。）」は、別途封印し提出すること。
- オ 留意事項
- (ア) 企画提案書は、製本1部、副本11部提出すること。
  - (イ) 企画提案書の言語は日本語とし、文字のサイズは11ポイント以上とする。
  - (ウ) 企画提案書の大きさはA4判縦とし、表紙、裏表紙を除き両面印刷で50頁以内とする。ただし、「様式4 企画提案書（表紙）」、目次、業務実施工程表、「様式5-1～様式5-3 業務従事者調書」、「様式6 要求水準書」、「様式7 性能要件表」、レイアウト図は枚数に含めない。  
なお、A4判については白紙面も1頁と数え、A3判を使用する場合は、A4判の大きさに三つ折にすること。また、A3判1頁はA4判2頁と数えることとするが、白紙面については頁数に算入しない。
  - (エ) 提案内容書等は、読みやすいよう余白を確保し、各頁右下に頁番号を付した後、フラットファイル等で綴る（左綴じ）こと。
  - (オ) 提案の内容は、提案者が実現できる範囲内で記載し、その実現に必要な追加経費及び別途費用はすべて受注者の負担となるため、調達仕様書の内容を十分に理解した上で提案すること。
  - (カ) 提案においては、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮すること。
  - (キ) 提案限度額の範囲内での提案とすること。  
なお、提案限度額を超えた提案は失格とする。
  - (ク) 参考資料の添付は認めない。

(ケ) 企画提案書は、調達仕様書及び別途配付する「広域消防指令情報システム構築業務評価基準」(以下、「評価基準」という。)に基づき作成し、以下の事項について提案を含め簡潔に記載すること。

なお、企画提案書は、評価基準の項目順に作成すること。

- a 構築業者に関する要件 (評価項目 1)
- b システムの移行に係る要件 (評価項目 2)
- c セキュリティに係る要件 (評価項目 3)
- d システムの機能に係る要件 (評価項目 4)
- e 性能に係る要件 (評価項目 5)
- f システムの信頼性に係る要件 (評価項目 6)
- g システムの据え付け調整に係る要件 (評価項目 7)
- h 経済性に係る要件 (評価項目 8)
- i 研修等に係る要件 (評価項目 9)
- j 運用・保守に係る要件 (評価項目 10)
- k その他提案 (評価項目 11)

(コ) 企画提案書には社名やロゴマークなどを記載しないこと。社名等の記載がある場合は失格となる場合がある。

(サ) 企画提案書の電子データは CD-R 又は DVD-R に PDF 形式で記録すること。

また、ファイル名に社名を入れたもの、社名を入れないものの両方のデータを記録すること。

(シ) 提出書類の差し替えは認めない。

(ス) 提出書類は非公開とする。

(セ) 提出書類は返却しない。

(ソ) 提出書類に関する疑義の確認のため、提案募集事務局が企画提案書等の提出事業者に連絡を行う場合があるので対応すること。

カ 提案書個別様式について

(ア) 評価項目 4 (1)「機能の実現について」は、「様式 6 要求水準書」を使用すること。

(イ) 評価項目 5 (1)「システムの性能について」は、「様式 7 性能要件表」を使用すること。

(ウ) 評価項目 7 (1)「指令室及び警防作戦室のレイアウトについて」は、指令室レイアウト(案)及び警防作戦室レイアウト(案)を参考に提案すること。

(エ) 評価項目 10(1)「保守体制について」及び 10(2)「障害復旧対応について」は、保守条件書を最低条件として提案すること。

なお、保守条件書の内容は検討中のものであり、保守契約時には委託者と協議し契約用の仕様書を作成すること。

#### キ 費用見積について

- (ア) 本業務に係る参考見積を提出すること。提案限度額は、1(4)に記載のとおり。
- (イ) 記載様式は、「様式8-1 見積書(内訳書を含む。)」及び「様式8-2 参考維持管理費見積書(内訳書を含む。)」とし、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する額を記載すること。また、内訳も記載すること。
- (ウ) 提案内容書提出者の中から、本件業務の委託業者としてふさわしい者を特定(特定された者を「契約候補事業者」という。以下同じ。)し、随意契約の相手方となる契約候補事業者には再度見積を依頼するが、この際に、プロポーザルの提案内容として提出した金額以上の金額を提出した場合は、随意契約の相手方とはしないものとし、次順位の契約候補事業者を随意契約の相手方とする。
- (エ) 「様式8-2 参考維持管理費見積書(内訳書を含む。)」における保守費の算出にあたっては、保守条件書及び事業者が提出する企画提案書の条件を満たすこと。

#### ク 発注仕様書(案)について

発注仕様書は契約候補事業者と協議により決定するが、短期間で仕様協議を行う必要があることから、提案内容がすべて採用されることを前提とした発注仕様書(案)を作成し提出すること。調達仕様書の文章を変更する場合は、元の文章に取り消し線を加える等、変更の前後が分かるようにすること。

なお、発注仕様書(案)と「様式6 要求水準書」の記載内容に著しく相違がある場合は、契約候補者と認めない。

#### (6) 質問の受付及び回答

企画提案書等に関する質問については「様式9 質問書」に記載し、電子メールにより提出すること。

回答は質問回答日にすべての参加事業者に対して電子メールにて回答する。

#### ア 質問受付期間

令和4年4月13日(水)午前9時から同年5月13日(金)午後5時まで

#### イ 質問回答日(予定)

令和4年5月18日(水)午後5時まで

#### ウ 提出先メールアドレス

sfd-shirei@city.suita.osaka.jp

#### エ 質問時の電子メールについて

件名は「(質問)広域消防指令情報システム構築業務(事業者名)」とし、担当者名、連絡先を明記すること。

#### (7) プレゼンテーション及びヒアリング



ア 実施予定日

令和4年6月22日（水）の吹田市消防本部が指定した時間

イ 時間配分

各事業者50分以内

（プレゼンテーション25分以内、ヒアリング25分程度）

ウ その他

（ア） 実施時間及び実施場所は個別に連絡する。

（イ） プレゼンテーションには、「様式5-1～様式5-3 業務従事者調書」に記載のある者の中から最大5名まで出席できる。ただし、プロジェクトリーダーは必ず出席すること。

（ウ） プレゼンテーション及びヒアリング時には、社名を伏せたまま行うこと。

（エ） 本市では、スクリーン及び電源を用意する。それ以外に必要な機材等は持参すること。

（オ） 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの中で提案した事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用されることを前提とし、実現可能な範囲で提案すること。

（カ） 実施予定日は、事前に連絡をした上で変更する場合がある。

(8) 最優秀提案事業者の決定方法

ア 本プロポーザルに参加表明し提案を行った事業者について、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングを基に「広域消防指令情報システム構築業務プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において評価項目の評価基準に基づき審査を行う。ただし、見積価格が「1(4) 提案限度額」に定める価格を上回っている場合は失格とする。

イ 選定委員会の各委員が評価点（評価基準に基づき採点した点数の合計点）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案事業者及び次点事業者を決定する。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、プロポーザル選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。ただし、評価点については、各委員の総合計が満点の6割以上を獲得している者であることとする。

(9) 辞退について

参加表明、資格審査により参加が認められた事業者が提案を辞退する場合は、「様式10 辞退届」に必要事項を記入、押印の上、企画提案書の提出期限までに書類等提出窓口に提出すること。

辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。

なお、書面を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受付けない。

## 5 選定結果について

- (1) 令和4年6月29日（水）午後5時までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。
- (2) 選定結果について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

### ア 提出期間（予定）

令和4年6月29日（水）から同年7月6日（水）（土・日・祝日を除く。）までの各日、午前9時から午後5時まで

### イ 提出場所

提案募集事務局

### ウ 提出方法

任意の様式による書面等を持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受付けない。

### エ 回答日

令和4年7月13日（水）発送予定

### オ 回答方法

説明を求めた事業者に対して書面の郵送により回答する。

- (3) 選定結果は、次の事項を吹田市ホームページ上で公表する。

なお、応募が2者の場合は、イの公表は行わない。

### ア 最優秀提案事業者名並びにその見積価格と評価点

### イ 全提案事業者の名称（申込み順）

### ウ 全提案事業者の各委員の評価点及び順位付け（1位と順位付けした委員数の順）

最優秀提案事業者以外は名称を伏せ記号（アルファベット）表示を行う。

### エ 審査項目、配点

### オ 選定委員会委員の役職名

### カ 選定委員会の会議録の概要

### キ その他、選定委員会委員長が必要と認める事項

- (4) 最優秀提案事業者となった1者を契約候補事業者とし、仕様、範囲、体制、役割、スケジュール等について速やかに協議し随意契約交渉の上、契約締結を行う。  
なお、契約候補事業者との協議が調わない場合は、次点事業者と協議を行う。

## 6 失格事由

提案事業者に次の行為があった場合は失格（選定対象からの除外）とするとともに指名停止の措置を講ずることとする。

- (1) 提案募集事務局以外の職員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案事業者と提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 最優秀提案事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

#### 7 提案事業者が1者又ははない場合

- (1) 提案事業者が1者の場合、本プロポーザルは実施することとし、企画提案書の提出、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。ただし、評価点については、各委員の総合計が満点の6割以上を獲得している者であることとする。
- (2) 提案事業者がない場合、本プロポーザルは取りやめとする。再募集等については、選定委員会において検討を行うものとする。